

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 公 告

ページ

- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局指導部宅地指導課】 3488
- 道路の指定（第344204号）【建築都市局指導部建築審査課】 3489
- 特定非営利活動法人設立の認証申請【市民文化スポーツ局市民部地域振興課】 3491
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請【市民文化スポーツ局市民部地域振興課】 3492

◇ 病 院 局

- 北九州市病院局が発注する建設工事の競争入札参加資格の審査の申請書の提出時期等【病院局経営課】 3493

北九州市公告第874号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

平成24年12月26日

北九州市長 北橋健治

開発区域に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市門司区吉志五丁目1199番8	北九州市門司区吉志五丁目5番10号 医療法人社団鳥巢病院 理事長 鳥巢正吉
北九州市小倉北区井堀一丁目27番32から27番50まで、27番51のうち及び27番52から27番54まで	北九州市小倉北区下到津四丁目9番2号 東宝ホーム株式会社 代表取締役 渡部 通
北九州市八幡西区大字野面1742番1のうち、1753番、1754番、1755番1及び1757番1のうち	福岡県田川郡福智町神崎1626番地3 社会福祉法人幸容会 理事長 木戸英優

北九州市公告第 875 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 4 号の規定による道路を、次のとおり指定した。

平成 24 年 12 月 26 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定年月日及び指定番号

平成 24 年 12 月 26 日 第 344204 号

2 路線名

路線名	事業名	幅員 (m)	延長 (m)	起点	終点
本城弘川線	北九州学術 ・研究都市 北部土地区 画整理事業	31.00	428.30	北九州市 若松区大 字塩屋 5 41 番 1	北九州市 若松区大 字塩屋 6 97 番
塩屋北線	北九州学術 ・研究都市 北部土地区 画整理事業	17.00	37.20	北九州市 若松区大 字塩屋 7 73 番	北九州市 若松区大 字塩屋 7 70 番
R8-77	北九州学術 ・研究都市 北部土地区 画整理事業	8.00	431.32	北九州市 若松区大 字塩屋 5 41 番 3	北九州市 若松区大 字塩屋 7 10 番
R6-78	北九州学術 ・研究都市 北部土地区 画整理事業	6.00	30.00	北九州市 若松区大 字塩屋 5 45 番 2	北九州市 若松区大 字塩屋 5 63 番 3
R4-23	北九州学術 ・研究都市 北部土地区 画整理事業	4.00	49.84	北九州市 若松区大 字塩屋 5 41 番 1	北九州市 若松区大 字塩屋 5 41 番 1
R4-25	北九州学術 ・研究都市 北部土地区 画整理事業	4.00	30.00	北九州市 若松区大 字塩屋 7 22 番 2	北九州市 若松区大 字塩屋 7 24 番
学研北通線	北九州学術 ・研究都市	17.00	158.50	北九州市 若松区大	北九州市 若松区大

	北部土地 画整理事業			字小敷9 9番	字小敷9 番
R 9 - 7	北九州学術 ・研究都市 北部土地 画整理事業	9. 0 0	2 3. 3 5	北九州市 若松区大 字小敷9 番	北九州市 若松区大 字小敷2 5番3
R 6 - 9 8	北九州学術 ・研究都市 北部土地 画整理事業	6. 0 0	1 3 2. 7 0	北九州市 若松区大 字小敷1 1 5番7	北九州市 若松区大 字小敷1 1 0番4
R 6 - 9 9	北九州学術 ・研究都市 北部土地 画整理事業	6. 0 0	4 4. 7 2	北九州市 若松区大 字小敷7 4番2	北九州市 若松区大 字小敷1 0 4番4
R 6 - 1 0 1	北九州学術 ・研究都市 北部土地 画整理事業	6. 0 0	1 8 2. 1 5	北九州市 若松区大 字小敷1 1 0番4	北九州市 若松区大 字小敷6 番
R 4 - 3 4	北九州学術 ・研究都市 北部土地 画整理事業	4. 0 0	1 7. 0 0	北九州市 若松区大 字小敷1 0 4番4	北九州市 若松区大 字小敷1 0 4番3

北九州市公告第 876 号

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第 2 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 24 年 1 月 26 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請のあった年月日

平成 24 年 1 月 30 日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人労働相談センター・雇用アクション福岡

(2) 代表者の氏名

服部弘昭

(3) 主たる事務所の所在地

北九州市小倉北区真鶴一丁目 5 番 15 号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、すべての労働者に対して、雇用環境・労働契約・賃金・労働条件に関する相談を受ける事業、雇用問題に関する情報提供事業、労働関係の法・条例・制度に関する啓発を行う事業等を行い、労働者の地位向上に寄与することを目的とする。

北九州市公告第 8 7 7 号

特定非営利活動促進法（平成 1 0 年法律第 7 号）第 2 5 条第 4 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第 5 項において準用する同法第 1 0 条第 2 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 2 4 年 1 2 月 2 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請のあった年月日

平成 2 4 年 1 2 月 4 日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 N P O 財務研究会

(2) 代表者の氏名

小宮 徹

(3) 主たる事務所の所在地

北九州市八幡東区西本町四丁目 1 7 番 1 1 号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、特定非営利活動法人及び他の一般的な非営利団体並びに地域住民に対して、相互情報交換を支援するとともに、財務や運営に関する知識の啓発、向上のための事業を行うことによって、非営利組織の財務活動の健全化に資することを目的とする。

北九州市病院局公告第21号

平成25年6月1日から平成27年5月31日までの期間において、北九州市病院局が発注する建設工事の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者の名簿を作成するために、北九州市病院局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市病院局管理規程第7号）第2条の規定において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号。以下「規則」という。）第4条第2項（規則第11条において準用する場合を含む。）の定時受付を行うので、規則第4条第4項（規則第11条において準用する場合を含む。）の規定により、競争入札参加資格の審査の申請書の提出時期、受付方法等を次のとおり公告する。

平成24年12月26日

北九州市病院局長 江 本 均

1 建設工事の種類

- (1) 土木工事
- (2) 港湾工事
- (3) 建築工事
- (4) 大工工事
- (5) 左官工事
- (6) とび・土工・コンクリート工事
- (7) 石工事
- (8) 屋根工事
- (9) 電気工事
- (10) 管工事
- (11) タイル・れんが・ブロック工事
- (12) 鋼構造物工事
- (13) 鉄筋工事
- (14) 舗装工事
- (15) しゅんせつ工事
- (16) 板金工事
- (17) ガラス工事
- (18) 塗装工事
- (19) 防水工事
- (20) 内装仕上工事

- (21) 機械器具設置工事
- (22) 熱絶縁工事
- (23) 電気通信工事
- (24) 造園工事
- (25) さく井工事
- (26) 建具工事
- (27) 水道施設工事
- (28) 消防施設工事
- (29) 清掃施設工事

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ないもの（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する許可を受けていない者
- (5) 建設業法第27条の23第1項に基づく経営に関する客観的事項の審査を受けていない者
- (6) 共同企業体でその構成員が前各号のいずれかに該当するもの

3 申請の受付期間

平成25年1月21日から同年2月7日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

) の毎日午前9時から午後8時まで

4 申請の受付方法

(1) 申請方法

インターネットに接続したコンピュータを使用しての電子申請とする。

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。

ア 登記事項証明書

イ 経営規模等評価結果通知書の写し

ウ 技術者の資格者証の写し

エ 専任技術者証明書の写し

オ 使用印鑑届

カ 委任状

キ 建設業許可申請書の別表

ク 印鑑証明書

ケ 給与支払報告書（総括表）の写し

コ 工事用機械器具調書

サ 主観点による加点の辞退届

シ 北九州市内事業所等調書

ス 保有作業船調書

セ 鋼構造物工事関係調書

ソ ほ装工事関係機械調書

タ 社会的責任・社会貢献関係資料

チ 北九州市税に係る納税証明書

ツ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書

テ 労働保険料納入証明書

ト 労働保険加入対象外届出書

ナ 誓約書

(3) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 規則第12条第2項第2号の審査基準日

平成25年1月1日

6 競争入札参加資格の審査結果の通知

平成25年5月31日までに資格審査結果通知書を発送する。

7 競争入札参加資格の有効期間

平成25年6月1日から平成27年5月31日まで

8 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市病院局経営課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市契約室ホームページで公開する。

9 公告に関する問い合わせ先

北九州市病院局経営課

北九州市小倉北区城内1番1号（北九州市役所15階）

電話 093-582-3055